

# 北九州市公報

発 行 所  
北九州市小倉北区内 1 番 1 号  
北 九 州 市 役 所

## 目 次

### ◇ 告 示

ページ

- 北九州広域都市計画用途地域の変更【建築都市局計画部都市計画課】2
- 北九州広域都市計画地区計画の変更【建築都市局計画部都市計画課】3
- 平成 3 0 年度北九州市情報公開制度運用状況【総務局総務部文書館】4
- 平成 3 0 年度北九州市個人情報保護制度運用状況【総務局総務部文書館】6
- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除【環境局環境監視部環境監視課】8

### ◇ 公 告

- 公募型プロポーザル方式に係る手続の開始【建築都市局建築部建築課】9
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【環境局循環社会推進部循環社会推進課】1 2
- 簡易公募型プロポーザル方式に係る手続の開始【環境局環境国際経済部温暖化対策課】1 5

### ◇ 交 通 局

- 収納事務の委託（2 件）【交通局営業推進課】1 8

### ◇ 雑 報

- 特定調達契約の落札者の決定【地方独立行政法人北九州市立病院機構北九州市立八幡病院事務局管理課】2 0

北九州市告示第78号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により北九州広域都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

令和元年7月5日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

用途地域

2 都市計画の変更に係る土地の区域

区	区域
門司区	松原一丁目の一部

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

北九州市告示第79号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により北九州広域都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

令和元年7月5日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の名称及び区域

名 称	区 域
大里本町西地区地区計画	北九州市門司区松原一丁目地内

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

北九州市告示第 80 号

北九州市情報公開条例（平成 13 年北九州市条例第 42 号）第 40 条の規定により、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間の情報公開制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和元年 7 月 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 開示請求の状況

実施機関	件数	処理状況				
		開示	一部開示	不開示	取下げ	
市長	739 (10)	467 (5)	201 (4)	44	27 (1)	
教育委員会	92 (1)	35	39 (1)	16	2	
選挙管理委員会	2	2	0	0	0	
人事委員会	2	0	1	1	0	
監査委員	0	0	0	0	0	
東部農業委員会	0	0	0	0	0	
西部農業委員会	0	0	0	0	0	
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	
地方公 営企業 管理者	上下水道 局長	93	83	4	0	6
	交通局長	2	0	2	0	0
	病院局長	7	3	3	1	0
	公営競技 局長	4	1	3	0	0
消防長	21	4	17	0	0	
市議会議長	17	2	14	1	0	
公立大学法人 北九州市立大学	2	0	2	0	0	
市全体	981 (11)	597 (5)	286 (5)	63	35 (1)	

注 カッコ内は、任意的公開の申出に係る件数で外数である。

任意的公開の申出とは、北九州市情報公開条例（平成 13 年北九州市条例第 42 号）による改正前の北九州市情報公開条例（平成元年北九州市条例第 22 号）の施行の日前に決裁、供覧その他公的処理を完了した公文書に係る公開の申出をいう。

2 不服申立ての状況

(1) 不服申立ての件数

4件

ア 審査請求の件数

審査庁	件数
市長	3
市議会議長	1

(2) 不服申立ての処理状況

ア 平成29年度不服申立てに係るもの

2件

諮問庁	処理結果	件数
市長	一部認容	1
教育委員会	一部認容	1

イ 平成30年度不服申立てに係るもの

4件

諮問庁	処理結果	件数
市長	審理中	3
市議会議長	審理中	1

北九州市告示第 8 1 号

北九州市個人情報保護条例（平成 1 6 年北九州市条例第 5 1 号）第 6 4 条の規定により、平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までの間の個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和元年 7 月 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 開示請求の状況

実施機関	件数	処理状況			
		開示	一部開示	不開示	取下げ
市長	143 (2)	44 (1)	63 (1)	33	3
教育委員会	6	2	0	4	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0
人事委員会	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0
東部農業委員会	0	0	0	0	0
西部農業委員会	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0
地方公 営企業 管理者	上下水道 局長	0	0	0	0
	交通局長	0	0	0	0
	病院局長	62 (7)	58	1	2 (7)
	公営競技 局長	0	0	0	0
消防長	6	3	3	0	0
市議会議長	0	0	0	0	0
公立大学法人 北九州市立大学	0	0	0	0	0
市全体	217 (9)	107 (1)	67 (1)	39 (7)	4

注 カッコ内は、任意的開示の申出に係る件数で外数である。

任意的開示の申出とは、平成元年 1 1 月 1 日前に決裁、供覧その他公的処理が完了した公文書に記録されている自己の個人情報についての開示の申出をいう。

- 2 訂正請求 0件
- 3 利用停止請求 0件
- 4 不服申立ての状況

(1) 不服申立ての件数  
3件

ア 審査請求の件数

審査庁	件数
市長	3

(2) 不服申立ての処理状況

ア 平成29年度不服申立てに係るもの  
1件

諮問庁	処理結果	件数
市長	処分妥当	1

イ 平成30年度不服申立てに係るもの  
3件

諮問庁	処理結果	件数
市長	審理中	3

北九州市告示第 83 号

特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域の指定（平成 31 年北九州市告示第 30 号）により指定した区域について、土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定により当該区域の指定を解除するので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示によりその指定を解除する形質変更時要届出区域に係る同法第 15 条第 1 項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

令和元年 7 月 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域  
北九州市小倉南区湯川五丁目 896 番 3 及び 896 番 71 の各一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去

北九州市公告第133号

次のとおり応募者に資格条件を付与した公募型プロポーザル方式に係る手続を開始する。

令和元年7月5日

北九州市長 北 橋 健 治

1 業務概要

- (1) 業務名 門司港地域複合公共施設新築工事基本設計業務
- (2) 業務内容 門司港地域複合公共施設の新築工事に係る基本設計業務
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和2年7月31日まで

2 参加資格

参加表明書の提出期間の末日時点において、次の各号のいずれにも該当する共同企業体（代表者及び構成員の2者で構成されるものに限る。以下同じ。）であること。ただし、同日までに共同企業体を構成できない場合は、技術提案書の提出期間の末日までに共同企業体を構成することができるものであること。

- (1) 共同企業体の代表者及び構成員が北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号）第7条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (2) 共同企業体の代表者及び構成員が北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。）から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 共同企業体の代表者及び構成員が建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (4) 共同企業体の代表者及び構成員が門司港地域複合公共施設基本計画策定業務委託の受託者でないこと。
- (5) 共同企業体の代表者がア、イ及びウのいずれにも該当する者であること。

ア 平成16年度から平成30年度までの間に日本国内で、延べ面積9,000平方メートル以上の庁舎（設備を含む。）の新築、増築又は改築に係る工事の設計業務（基本設計から実施設計までの業務をいう。以下同じ。）を受託した実績（共同企業体の構成員として行ったものを除く。以下同じ。）があること。ただし、増築については、1棟当たりの増築面積が9,000平方メートル以上のものに限る。

イ 平成16年度から平成30年度までの間に日本国内で、図書館（設備

を含む。)の新築又は改築に係る工事の設計業務を受託した実績があること。

ウ 平成16年度から平成30年度までの間に日本国内で、延べ面積2,000平方メートル以上又は500席以上の文化ホール(設備を含む。)の新築、増築又は改築に係る工事の設計業務を受託した実績があること。ただし、増築については、1棟当たりの増築面積が2,000平方メートル以上又は500席以上のものに限る。

(6) 共同企業体の代表者が一級建築士(参加表明書の提出期間の末日時点において、雇用関係が3箇月以上経過している者に限る。以下同じ。)が10名以上所属する者であること。

(7) 共同企業体のうち1社の本店又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第6条に規定する主たる営業所が北九州市内にあること。

(8) 共同企業体の構成員の出資比率が100分の10以上100分の50未満であること。

(9) 共同企業体の代表者及び構成員がこの手続に参加する他の共同企業体の代表者及び構成員でないこと。

(10) 共同企業体の代表者と構成員との間に、次のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号に規定する親会社(以下「親会社」という。)と同条第3号に規定する子会社(以下「子会社」という。)の関係

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係

ウ 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている関係

エ 一方の会社の役員が他方の会社の管財人を現に兼ねている関係

### 3 技術提案書の提出者を選定するための評価基準

(1) 業務の実績

(2) 所属技術職員の人数

(3) 過去の受賞実績

(4) 配置予定者の業務の実績

(5) 配置予定者の手持ち業務の状況

(6) 協力事務所の数

### 4 最優秀者及び優秀者を選定するための評価基準

(1) 前項各号に掲げる事項

(2) 技術提案書の内容

(3) ヒアリングでの対応

5 契約の交渉等

前項の評価基準により決定した受託候補者と、第1項の業務の委託契約締結の交渉を行う。

6 応募手続

(1) 担当部局

北九州市建築都市局建築部建築課

北九州市小倉北区域内1番1号

電話 093-582-2576

(2) 説明書の交付方法及び交付期間

ア 交付方法 北九州市のホームページからダウンロードするものとする。

イ 交付期間 この公告の日から令和元年7月12日まで

(3) 参加表明書の提出場所、提出期間及び提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ。

イ 提出期間 この公告の日から令和元年7月17日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 提出方法 持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期間内に必着のこと。）

(4) 技術提案書の提出場所、提出期間及び提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ。

イ 提出期間 技術提案書の提出者として選定された通知を受けた日から令和元年8月6日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 提出方法 持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期間内に必着のこと。）

7 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 前項第1号に同じ。

(4) 詳細は、説明書による。

## 北九州市公告第134号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和元年7月5日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 調達内容

#### (1) 特定役務の名称及び数量

一般廃棄物情報管理システム再構築及び機器の借入れ並びに運用保守一式

#### (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 契約締結日から令和6年12月31日まで。ただし、契約締結日から令和元年12月31日までは機器の設置、システムテスト等の準備期間とし、契約金額の支払に係る期間は、令和2年1月1日から令和6年12月31日までの60箇月とする。

#### (4) 設置又は使用場所 北九州市長の指示する場所

(5) 入札方法 総価（システム再構築費、機器借入料及び保守料の合計額）により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当するものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。

(3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 競争入札資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和元年7月26日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に競争入札参加資格申請を行わなければならない。

#### 4 入札書の提出場所等

##### (1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市環境局循環社会推進部循環社会推進課

イ 日時 公告の日から令和元年7月26日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において公告の日から無償で交付する。

(3) 入札説明会 入札説明会は実施しない。質問は、令和元年7月26日午後4時までに、電子メール又はファックスの方法で行うこと。なお、それ以外の方法によるものは受け付けない。また、いずれの方法による場合も、電話で到達の確認を行うこと。

##### (4) 競争参加の申出書の提出

ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和元年7月26日午後5時までに競争参加の申出書を北九州市環境局循環社会推進部循環社会推進課に提出しなければならない。

イ 郵送による場合 第1号アの場所に書留郵便により、令和元年7月26日午後5時までに必着のこと。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和元年8月16日午後5時までに必着のこと。

##### (6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市役所本庁舎10階 101会議室

イ 日時 令和元年8月19日午前10時

#### 5 その他

##### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

- イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効
- 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用は全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (8) この公告に係る契約に関する事務を担当する所管課の名称及び所在地等

北九州市環境局循環社会推進部循環社会推進課

〒803-8501 北九州市小倉北区域内1番1号

電話 093-582-2187

ファックス 093-582-2196

電子メール kan-junkan@city.kitakyushu.lg.jp

## 6 Summary

- (1) Reconstruction, Maintenance and Lease of Information management system on Domestic waste, 1 set
- (2) Deadline of Tender(in person)  
10:00a.m., August 19, 2019
- (3) Deadline of Tender(by mail)  
5:00p.m., August 16, 2019
- (4) For further information, please contact: Resource Circulation Division, Environment Bureau, City of Kitakyushu

北九州市公告第135号

次のとおり応募者に資格条件を付与した簡易公募型プロポーザル方式に係る  
手続を開始する。

令和元年7月5日

北九州市長 北 橋 健 治

1 業務概要

- (1) 業務名 令和元年度 北九州市COOL CHOICE普及啓発事業運営等業務
- (2) 業務内容 環境省が推奨している国民運動「COOL CHOICE（賢い選択）」を、本市が通年にわたり展開している地球温暖化対策事業と連携し、本市市民への動機付け・意識付けを行う。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和2年1月31日まで

2 参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (2) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。
  - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
  - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の申立て
- (4) 次のいずれかに該当しないこと。
  - ア 役員等（役員及び従業員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。）であると認められる者
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不当な利益を得る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の活動又は運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に不適切な関係を有していると認められる者

カ 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。

(5) 法人税及び事業所所在地における地方税（法人住民税、事業税等）が未納でない者

(6) 受託候補者に選定された場合、履行期限内に当該業務の履行完了が可能な体制にあり、提案書提出時の担当者が当該業務を担当できること。

### 3 受託候補者を選定するための評価基準

(1) 書類による評価

(2) 企画提案内容等

### 4 手続等

(1) 担当部局

北九州市環境局環境国際経済部温暖化対策課

北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2286

(2) 説明書の交付場所、交付期間及び交付方法

ア 交付場所 第1号に同じ。

なお、説明書は、北九州市環境局環境国際経済部温暖化対策課のホームページに掲載する。

イ 交付期間 公告の日から令和元年7月16日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 交付方法 無償にて交付

なお、説明書の郵送又はFAXによる入手申込みは認めない。

(3) 応募書類の提出場所、提出期限及び提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ。

イ 提出期限 令和元年7月24日 15時まで

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送は書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

### 5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口 前項第1号に同じ。
- (4) 詳細は説明書による。

北九州市交通局告示第7号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、北九州市自動車事業使用料及び手数料条例（昭和39年北九州市条例第41号）第1条第1項第5号の特殊旅客運賃の収納事務を次のとおり委託した。

令和元年7月5日

北九州市交通局長 池上 修

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社日本旅行	東京都中央区日本橋一丁目19番1号	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

北九州市交通局告示第8号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、ミニチュアカーの売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和元年7月5日

北九州市交通局長 池上修

受託者		委託期間
名称	住所	
株式会社朝日広告社	北九州市小倉北区大手町11番3号 大手町アイビースクエア	令和元年6月20日から令和2年3月31日まで
株式会社名門大洋フェリー	大阪市西区江戸堀9番6号 肥後橋ユニオンビル	令和元年6月20日から令和2年3月31日まで

地方独立行政法人北九州市立病院機構公告第12号

地方独立行政法人北九州市立病院機構政府調達取扱規程に定める特定調達契約につき、落札者を決定したので、同規程第15条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和元年7月5日

地方独立行政法人北九州市立病院機構 理事長 中西洋一

- 1 特定役務の名称及び数量  
北九州市立八幡病院電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市立八幡病院事務局管理課  
北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号
- 3 落札者を決定した日  
令和元年6月11日
- 4 落札者の名称及び住所  
九州電力株式会社  
福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
- 5 落札金額  
6,028万3,570円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札を公告した日  
令和元年5月10日
- 8 落札方式  
最低価格による。